

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が間近です!

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、**低所得の子育て世帯**の負担増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金が支給されます。

## 支給対象となる方

### ●ひとり親世帯

～4月分児童扶養手当を受給している方には既に北海道より支給済みです～

■児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方で、以下の①または②のいずれかに該当する方

▶**対象児童**：平成15年4月2日以降に生まれた児童。

(障がいの状態にある児童の場合は平成13年4月2日以降)

①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない。(公的年金等には、遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などが該当。)

②平成31年(令和元年)の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は対象外です。

### ●その他世帯

～【1】aまたはbの4月分受給者で、【2】アに該当する方には、既に本給付金を支給済みです～

■次の【1】の養育要件に該当し、かつ、【2】の所得要件のいずれかに該当する方

#### 【1】養育要件

- a 児童手当受給者      b 特別児童扶養手当受給者
- c その他対象児童の養育者

(上記①②に該当しない方で、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方)

#### 【2】所得要件

- ア 令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方
- イ 令和3年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方と同様の事情にあると認められる方)

## 支給対象となる方

児童一人あたり一律 5万円

## 申請期限

令和4年2月28日

現在同時に実施されている、子育て世帯への臨時特別給付金ではありませんのでご注意ください！  
子育て世帯への臨時特別給付金の記事は15ページに掲載されています。

【申請・お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25  
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、  
不動産のことならお任せください!